

# 令和5年度住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金追加分（7万円/1世帯）のご案内

## 支給対象となる方

- ・世帯全員の令和5年度住民税が**均等割のみ課税（所得割は非課税）**または均等割非課税である世帯の世帯主（令和5年度中に同様の給付金を受給した世帯を除く）
- ・令和5年**12月1日**時点で狛江市の住民基本台帳に登録されている方

## 給付金の手続き

### 狛江市から「支給について(お知らせ)」が届いた方

令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（3万円）と同じ口座に振り込みますので、**申請は不要です**（12月26日頃に振込み予定）。12月下旬に「支給について（お知らせ）」を送付します。

※世帯主の死亡等により前回口座が利用できない世帯には、別途「申出書」を送付します。添付書類（振込口座確認書類・本人確認書類）と併せ、**令和6年1月31日(水)(必着)までに提出**してください。

### 狛江市から「確認書（当初分及び追加分）」が届いた方

令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（3万円）について、確認書の返送のない方、及び提出書類に不備があり解消されていない方には、12月下旬に「確認書（当初分及び追加分）」を送付します。確認書に必要事項を記入し添付書類を併せ、

**令和6年1月31日(水)(必着)までに返送**してください。



世帯の中に令和5年1月2日～6月1日に狛江市に転入してきた方がいる世帯

令和5年6月2日～12月1日に狛江市に転入してきた世帯

**令和6年1月31日(水)(必着)までに「申請書」の提出が必要**です。

**令和6年2月20日(水)(必着)までに「申請書（追加分）」の提出が必要**です。

「申請書」または「申請書（追加分）」は①市ホームページからダウンロード②コールセンターに連絡し郵送で取寄せ③市役所5階窓口で受取りの3つの方法があります。

※転入してきた方全員の「令和5年度課税（非課税）証明書」が必要です。  
令和5年1月1日時点で住民登録をしていた区市町村から取り寄せてください。

## お問い合わせ

「令和5年度住民税非課税世帯臨時特別給付金」コールセンター

**☎ 0570-03-1578**

FAX 03-3480-1133（狛江市役所5階）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日を除く）

狛江市福祉相談課